

敬老乗車証制度の見直しに係るFAQ

<全般>

Q1 見直しの趣旨は。

A1 今日、高齢化の進展に伴う交付者数の増加等により、本制度が発足した昭和48年当時に比べ、市税負担は3億円から52億円に増加するなど、本制度を取り巻く社会情勢は大きく変化しており、かつてない危機的な財政状況の下、現行制度のまま維持していくことは困難な状況となっています。

こうした中で、本制度を将来にわたって維持していくため、平均寿命の伸びや受益と負担のバランスを踏まえ、令和4年度から交付開始年齢や負担金の改定等を行うとともに、利用者の選択の幅を広げ、利便性の向上につながる新たな取組として、令和5年度から敬老バス回数券を導入するとともに、民営バス敬老乗車証の適用地域の一部拡大を行うこととしたものです。

Q2 見直しの概要は。

A2

実施時期	見直し内容
令和4年度～	<ul style="list-style-type: none"> ・ 交付開始年齢を10年かけて75歳まで引上げ ・ 交付対象者を合計所得金額700万円（給与収入で約900万円）未満の方とする ・ 合計所得金額200万円以上700万円未満の階層を細分化 ・ 利用者の負担金を段階的に引上げ（年額0円～45,000円）
令和5年度～	<ul style="list-style-type: none"> ・ 回数券方式の敬老バス回数券の導入（詳細は検討中） ・ 民営バス敬老乗車証の適用地域の一部拡大（詳細は検討中）

Q3 具体的な見直しの内容は。

A3(1) 持続可能性を高めるための見直し【令和4年度～】

ア 交付開始年齢の引上げ

交付開始年齢を75歳に引き上げます。なお、引上げに当たっては、経過措置期間を10年間設け、その間2年に1歳ずつ引き上げます。

イ 交付対象者の変更

交付対象者を合計所得金額700万円未満とします。

(次ページにつづく)

ウ 負担金の改定

(ア) 階層区分の細分化

合計所得金額200万円以上700万円未満の階層を「合計所得金額200万円以上400万円未満」と「合計所得金額400万円以上700万円未満」の階層に細分化します。

(イ) 負担金の引上げ

【現行】

階層区分	負担金	人数の構成比
生活保護受給者等	0円	5.20%
市民税非課税	3,000円	63.64%
市民税課税	合計所得金額が200万円未満	5,000円 23.49%
	合計所得金額が200万円以上700万円未満	10,000円 6.60%
	合計所得金額が700万円以上 (※)	15,000円 1.07%

【見直し後】

階層区分	負担金	
	令和4年10月1日～ 令和5年9月30日	令和5年10月1日～
生活保護受給者等	0円	0円
市民税非課税	6,000円	9,000円
市民税課税	合計所得金額が200万円未満	10,000円 15,000円
	合計所得金額が200万円以上400万円未満	20,000円 30,000円
	合計所得金額が400万円以上700万円未満	30,000円 45,000円

(※)「市民税課税で、合計所得金額が700万円以上」区分は、見直し後、対象外

A3(2) 利用者の選択の幅を広げ、交付率の向上にもつながる見直し【令和5年度～】

ア 回数券方式の敬老バス回数券の導入（※現在、検討中）

負担金の額ほど利用しない高齢者層の社会参加を支援するため、市内のバス路線に限定した回数券方式の敬老バス回数券を新たに導入します。

交付対象者	敬老乗車証の交付対象者であって、従来のフリーパス方式の敬老乗車証の交付を受けない方（従来のフリーパス方式の敬老乗車証との併給不可）
利用者負担	敬老バス回数券の額面の半額を利用者が負担し、残り半額を公費負担（公費負担の限度は1人当たり年間5千円（額面が1万円まで交付可能））
対象バス路線	市バスの他、導入に協力の得られる民営バスが運行する市内バス路線

イ 民営バス敬老乗車証の適用地域の一部拡大（※現在、検討中）

現在、民営バスのみが運行している地域に限定し交付している民営バス敬老乗車証について、交付率の行政区間での格差を緩和するため、適用地域を一部拡大します。

Q 4 なぜ見直しの時期を10月からとするのか。

A 4 現行制度については、これまでから毎年10月1日を基準に一斉更新を行っており、更新と見直し時期を合わせることで、負担金額等の切替えを円滑に行えること、また、市民の皆様にも定着していることから、10月1日を基準としています。

【持続可能性を高めるための見直し（令和4年度～）】

<年齢引上げ>

Q 5 生年月日と見直し後の交付開始年齢の関係は。

A 5 昭和27年10月1日までにお生まれの方（令和4年9月30日までに70歳になられた方）は、見直し後も交付可能です。

昭和27年10月2日から昭和28年10月1日までにお生まれの方は71歳から交付可能となり、以降、交付開始年齢を1歳ずつ引き上げ、昭和31年10月2日以降にお生まれの方は75歳から交付することとなります。

生年月日	交付開始年齢
昭和27年10月1日まで	令和4年10月以降も交付可能
昭和27年10月2日～28年10月1日	71歳（令和5年10月以降）から交付
昭和28年10月2日～29年10月1日	72歳（令和7年10月以降）から交付
昭和29年10月2日～30年10月1日	73歳（令和9年10月以降）から交付
昭和30年10月2日～31年10月1日	74歳（令和11年10月以降）から交付
昭和31年10月2日以降	75歳（令和13年10月以降）から交付

Q 6 交付開始年齢を75歳とする理由は。

A 6 敬老乗車証制度は、昭和48年、平均寿命が男性で70歳、女性で76歳の時代に、70歳以上の高齢者の皆様を対象に開始した、本市が独自に実施している福祉施策であり、高齢者の社会参加支援を目的とする重要な施策です。

しかしながら、

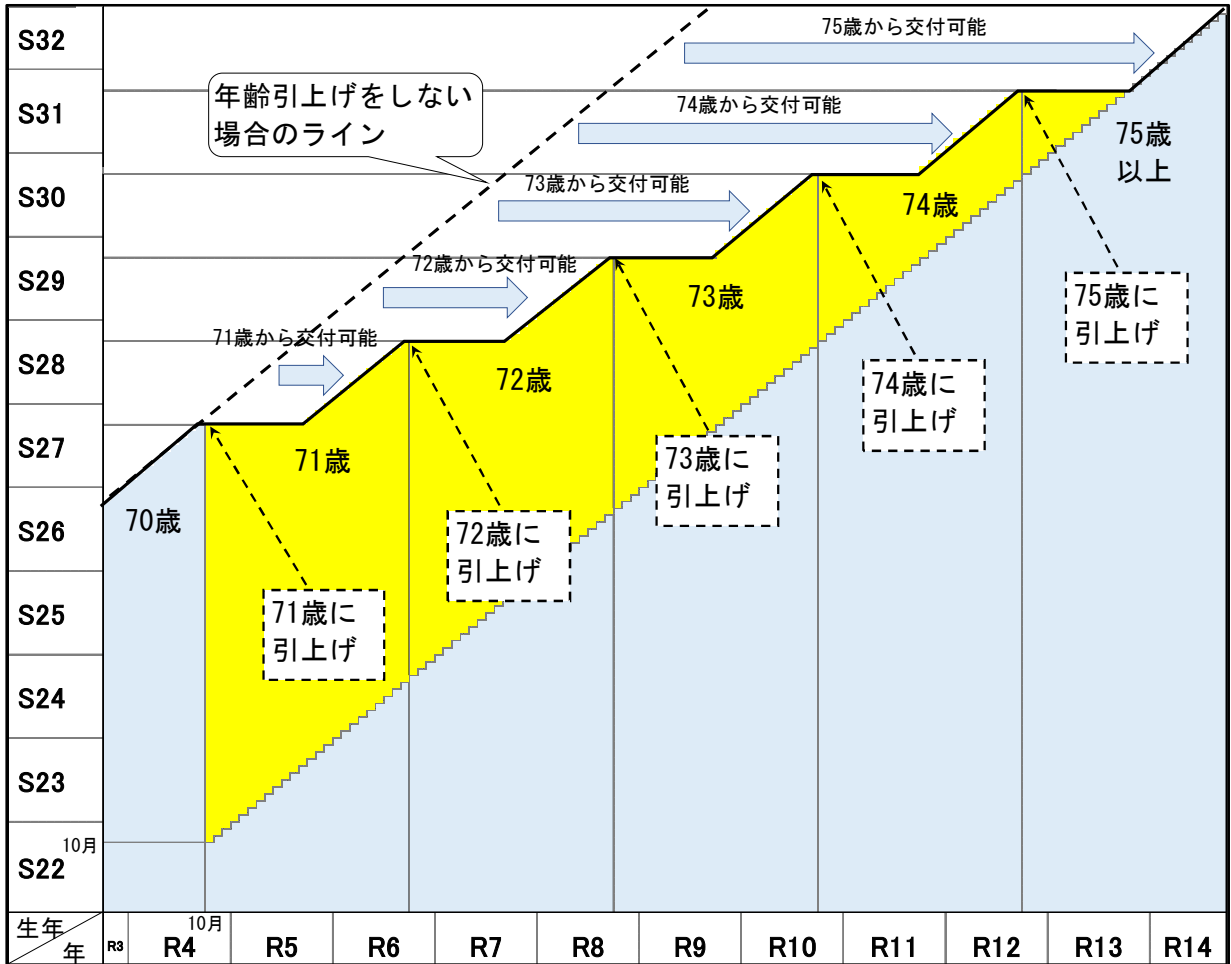
- ・ 今日では、平均寿命が男性で81歳、女性で87歳と11歳延びていること。
- ・ 75歳以上を対象として独立した後期高齢者医療制度が創設されていること。

といった社会情勢の変化を踏まえ、75歳以上の方を対象とすることとしたものです。

Q 7 なぜ5歳引き上げるのに10年間の経過措置が必要なのか。

A 7 交付開始年齢をいきなり75歳に引き上げた場合には、例えば、制度改正時に70歳に到達される方は5年間お待ちいただくことになります。

そこで、一度に引き上げるのではなく、10年間の経過措置期間を設け、その間に2年に1歳ずつ引き上げることとしたものです。



<交付対象の見直し>

Q 8 交付対象を合計所得金額700万円未満の方とする理由は。

A 8 敬老乗車証制度は、本来、20万円以上の価値があるフリーパス証を交付する福祉施策です。福祉施策は、低所得や疾病、心身の障害等の原因で起こる生活上の困難や障害に対し、公的に援助・支援を行うものであり、各施策の目的や性質等を踏まえて所得に応じた給付制限等がされています。身近な例では、後期高齢者医療制度において、現役並み所得（単身の場合年収約400万円以上）の方は、若年者と同様に3割負担していただいています。

今回の見直しは、かつてない危機的な状況にある本市財政や、その他社会情勢の変化も踏まえ、より必要な人にフォーカスして必要な支援をしていくという、福祉施策本来の趣旨に立ち返り、一部の高所得の方を対象外とさせていただくものです。

なお、合計所得金額700万円以上の方とは、年収が約900万円以上の方となりますが、これらの方は年金以外の収入があり、高齢者の中でも所得上位2%以内の方です。現行制度では、該当の所得の方の負担金は、15,000円ですが、交付率は25%（1,600人）と、全体の交付率47%（15万人）の半分程度になっています。

<参考：合計所得金額が700万円以上の人数等（令和2年10月末時点）>

全体		合計所得金額700万円以上の方	
		人数	割合
交付対象者	315,097人	6,396人	2.03%
交付者数	149,611人	1,600人	1.07%

<階層区分の細分化・負担金の引上げ>

Q 9 階層区分を細分化する理由は。

A 9 合計所得金額200万円以上700万円未満の階層は、所得状況の幅が大きいことから、より所得の多い方には、より多くの御負担いただくことが可能と考えられるため、階層を「合計所得金額200万円以上400万円未満」と「合計所得金額400万円以上700万円未満」の階層に細分化するものです。

Q 10 負担金の引上げの具体的な内容は。

A 10 敬老乗車証制度を将来にわたって持続可能なものとするため、また、利用者の受益と負担のバランスだけでなく、世代間の負担のバランスも考慮し、敬老乗車証と価値に近い、中高生向けの市バス・地下鉄連絡定期券を基準として、所得に応じ、9,000円～45,000円に、令和4年度及び令和5年度で段階的に引き上げることとしたものです（生活保護受給者等は見直し後も無料）。

具体的には、現行の敬老乗車証の負担金（年額3,000円～15,000円）が、中高生の市バス・地下鉄連絡定期券（最低額・年額93,860円）の3～15%程度であるため、これを10～50%程度（年額9,000円～45,000円）となるよう、段階的に引き上げるものであり、見直し後も、月額750円～3,750円の御負担で市バス・地下鉄等をフリーパスで御利用いただけます。

【利用者の選択の幅を広げ、交付率の向上にもつながる見直し（令和5年度～）】

＜敬老バス回数券の導入＞

Q11 敬老バス回数券の内容は。

A11 負担金の額ほど利用しない高齢者層の社会参加を支援するため、従来のフリーパス方式の敬老乗車証の他に、市内のバス路線に限定した回数券方式の敬老バス回数券を、令和5年度から導入を予定しているものです（※現在、検討中）。

交付対象者	敬老乗車証の交付対象者であって、従来のフリーパス方式の敬老乗車証の交付を受けない方（従来のフリーパス方式の敬老乗車証との併給不可）
利用者負担	敬老乗車券の額面の半額を利用者が負担し、残り半額を公費負担（公費負担の限度は1人当たり年間5千円（額面が1万円まで交付可能））
対象バス路線	市バスの他、導入に協力の得られる民営バスが運行する市内バス路線

Q12 敬老バス回数券が利用できる民営バスは、具体的にどこか。

A12 市バスの他に、民営バスが運行する市内バス路線も対象とする想定ですが、現在、民営バス事業者に協力を求めている段階であり、具体は未定です。

＜民バスへの適用拡大＞

Q13 民バス証の適用範囲を拡大の具体的な内容は。

A13 交付率が全市平均を下回る行政区の中から、市バス・民営バスの運行状況を勘案のうえ、協力の得られる民営バスが運行する路線・区間の一部を対象とすることを予定していますが、現在、検討中であり、具体は未定です。

＜その他＞

Q14 「持続可能性を高めるための見直し（令和4年度～）」と「利用者の選択の幅を広げ、交付率の向上にもつながる見直し（令和5年度～）」は同時に実施できないのか。

A14 「持続可能性を高めるための見直し」は財政効果を生み出しますが、一方で「利用者の選択の幅を広げ、交付率の向上にもつながる見直し」は、逆に年間5億円程度の追加コストが生じることから、一定の財政効果を捻出したうえで、その一部を追加コストに充てる必要があります。

Q15 見直しにより、健康効果や外出による経済効果に悪影響を及ぼすのではないか。

A15 敬老乗車証制度は、高齢者の社会参加支援を目的とする重要な福祉施策ですが、制度そのものの利用による、健康や経済への効果を検証する手法は全国的に確立していません。

今回の見直しにより、受益と負担のバランス等を踏まえ、負担金の改定等を行いますが、一方で新たな敬老バス回数券の導入等により、利用者の選択の幅が広がり、利便性の向上につながるものと考えています。

また、本市では、敬老乗車証制度だけではなく、健康づくりや介護予防に資する他の様々な取組と一体的に、健康長寿のまちづくりを進めていきます。